

南行徳MBC女子規約

2009年2月

1. 本クラブの対象者は、原則として、南行徳小学校の児童とする。
2. 部員はミニバスケットボールを通じてチームワークを大切にし、体力増進を図り、技術の向上及び規則正しく親睦を深めることとする。
3. 当クラブの運営は、保護者及びクラブ関係者で行うものとし、部長1名・副部長1名以上・会計1名以上・ヘッドコーチ1名・アシスタントコーチ1名以上を選出する。
4. 当クラブの活動中及び移動時の事故については、保険の範囲内で処理をするものとし、誰にも責任を問わないものとする。
5. 部費については、[要項](#)に定めるものとする。
6. 部員は必ずスポーツ保険に加入する。
7. 練習・試合などやむを得ず欠席する場合は、コーチ及び当番に必ず連絡をするものとする。
8. 原則として、帰りは保護者のお迎えを必要とする。なお、保護者が、お迎えが出来ないときは、代理によることをコーチ及び当番に連絡をするものとする。
9. クラブユニフォームは、貸与するものであることから、責任を持って管理を行い、返還の必要が生じた時は速やかに当クラブに変換するものとする。
10. ボール・シューズ・クラブトレーナー・クラブTシャツなどは必要に応じ、自己負担で用意するものとする。
11. 新たに協議が必要な場合は、その都度協議を行うものとする。